

静岡県告示第471号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

令和3年5月7日

静岡県知事 川 勝 平 太

2の(1)のアの表株式会社静岡銀行本店の項所属の公金収納代表店及び公金収納店の欄中「島田掛川信用金庫吉田北支店」を削る。

2の(2)のエの表スルガ銀行株式会社藤沢支店の項所在地の欄中「338番地」を「109番地の6 湘南NDビルディング6階」に改める。

2の(3)のエの表沼津信用金庫上町支店の項所在地の欄中「10番地の1」を「字中町西166番地7」に改め、同表島田掛川信用金庫神戸支店の項所在地の欄中「2,190番地の1」を「526番2」に改め、同表島田掛川信用金庫吉田北支店の項を削り、同表浜松磐田信用金庫春野支店の項所在地の欄中「堀之内1058番地の1」を「宮川1467番地の2」に改め、同表浜松磐田信用金庫蜷塚支店の項所在地の欄中「79番7号」を「76番1号」に改める。

附 則

この告示は、令和3年5月14日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) スルガ銀行株式会社藤沢支店及び沼津信用金庫上町支店に係る改正規定 令和3年5月10日
- (2) 島田掛川信用金庫神戸支店及び浜松磐田信用金庫蜷塚支店に係る改正規定 令和3年5月17日
- (3) 浜松磐田信用金庫春野支店に係る改正規定 令和3年5月24日